保育園入園のごあんない

令和９年　４月、５月入園用

令和９年４月１次入園（転園）
申込受付期間

電子・郵送・窓口申請の受付期間
令和8年10月30日（金）～令和8年11月24日（火）
障害・疾病・発育発達に心配があるお子さん（14ページ参照）の電子・郵送・窓口申請の受付期間
令和8年10月30日（金）～令和8年11月13日（金）

※ご注意ください！令和9年1月～3月入園（転園）の申込締切日は**令和8年12月3日（木）**です。
医師の意見書の提出が必要な方の締切日は**令和8年11月5日（木）**です。

申請は便利な電子申請をご活用ください。	
受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）8時30分～17時 ※水曜日の窓口延長日も、保育園入園に関する相談・申請受付は17時までです。
申込方法	担当支所に提出書類を電子申請・郵送又は持参。 各ページにある申請用二次元コードからアクセスしてください

※入園前後を通じて、担当支所が中心となって相談や連絡を行います。

お住まいの地区	担当支所
芝、三田1～3丁目、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕	**芝 地区総合支所 区民課 保健福祉係** 〒105-8511 港区芝公園1-5-25 TEL 3578-3161 FAX 3578-3183
麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布	**麻布 地区総合支所 区民課 保健福祉係** 〒106-8515 港区六本木5-16-45 TEL 5114-8822 FAX 3583-0892
元赤坂、赤坂、南青山、北青山	**赤坂 地区総合支所 区民課 保健福祉係** 〒107-8516 港区赤坂4-18-13 TEL 5413-7276 FAX 3402-8192
三田4・5丁目、高輪、白金、白金台	**高輪 地区総合支所 区民課 保健福祉係** 〒108-8581 港区高輪1-16-25 TEL 5421-7085 FAX 5421-7613
芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場	**芝浦港南 地区総合支所 区民課 保健福祉係** 〒105-8516 港区芝浦1-16-1 TEL 6400-0022 FAX 5445-4590

保育園等の入園を希望する方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申込みください。また、内定後および入園後、在園中のお手続き等についても記載されていますので、大切に保管してください。**6月以降入園用の「保育園入園のごあんない」については、令和9年3月上旬に港区公式ホームページにて公開予定です。発行・配布開始日についても、併せてお知らせします。**

目　次

申込受付期間・問合せ …… 1

Ⅰ　認可保育園等のご案内 …… 3

1　利用できる施設 …… 3
2　子どものための教育・保育給付認定について …… 4
3　入園までの流れ …… 6
4　港区外の保育園の申込み・港区外からの申込み …… 7
5　申込締切日・結果発表 …… 8
6　保育園等の申込みに必要な書類 ……10
7　申込みにあたっての注意事項 ……12
8　障害や疾病があるお子さん、療育（発達支援）施設等を利用しているお子さん、発育・発達に心配があるお子さんの申込み ……14
9　医療的ケア児・障害児クラス ……15
10　港区保育利用調整基準（港区保育の実施に関する事務取扱要綱から引用） ……20
11　保育料 ……24
12　延長保育・早朝保育 ……25
13　申込後や入園後の届出・手続き等 ……27
14　休日保育 ……31
15　年末保育 ……31
16　よくあるご質問 ……32

Ⅱ　その他の保育サービス ……34

認証保育所 ……34
認可外保育施設、みなと保育サポート、ベビーシッター、港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業、一時保育 ……35
港区版こども誰でも通園制度 ……38
病児・病後児保育室 ……39

Ⅲ　育児休業明け入所予約制度のご案内 ……40

港区内認可保育園等一覧 ……別紙

保育コンシェルジュについて

保育コンシェルジュは、保育園や一時預かりなど、お子さんを預ける場所についての相談を受ける専門スタッフです。
港区内のさまざまな保育サービスの情報を提供し、ご家庭の状況に合った預け先を一緒に探すお手伝いをします。
相談の予約は、枠内の「みなと母子（親子）手帳アプリ」からできます（二次元コード参照）。
相談時間（1回あたり約1時間）：1. 午前9時15分～　2. 午前10時30分～
3. 午後1時15分～　4. 午後2時30分～
予約・お問合せ先：港区　子ども家庭支援部　保育課　保育支援係　電話：03-3578-2851

港区公式ホームページ内　二次元コードアクセス

港区公式ホームページ

保育園入園のごあんない

区立・私立保育園空き状況

令和８年10月19日改訂

Ⅰ　認可保育園等のご案内

1 利用できる施設

保護者が就労や病気等の理由により家庭で保育ができない場合、次の施設を利用できます。

種　別		内　容
施設	認可保育園	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、港区長に認可されています。 0歳児から5歳児までの児童の養護と教育を一体的に行う施設です。
	認定こども園	就学前の教育・保育を一体的に行う施設です。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができます。 ※現在区で実施している保育所型認定こども園における1号認定（4ページ参照）の子どもを受け入れる施設は、学校教育法上の認可を受けた幼稚園ではありません。
	港区保育室	港区が設置する認可外保育施設です。 独自施設のため認可は受けていませんが、認可保育園の利用調整基準を適用して入園を決定しており、申込み方法、保育料、保育内容も認可保育園と同様です。 ※近隣の保育需要等を踏まえ、定員の縮小等を検討していきます。
地域型保育事業	小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業	0歳児から2歳児までの児童を対象に、就労等により家庭での保育ができない保護者に代わって保育を行います。 ※令和8年10月現在、港区では事業所内保育事業及び、家庭的保育事業を実施していません。
	居宅訪問型保育事業	以下の児童に対して、自宅において保育者による1対1の保育を行います。 ・待機児童向け居宅訪問型保育事業 保育の必要性があり、入園の申込みをしたが、認可保育園、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業に入園することができなかった0歳児から2歳児までの児童。 ※詳細については、別紙「待機児童向け居宅訪問型保育事業のご案内」を参照 ・障害児訪問保育 保育の必要性があり、障害・疾病等の理由により医療的ケア等が必要であり、集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童。 ※詳しくは担当支所にお問合せください。

※施設の所在地や定員、休園日等については別紙「港区内認可保育園等一覧」を参照してください。

※3月時点で小規模保育事業等の2歳児クラスに在園している児童が、翌年度以降に認可保育園、認定こども園または港区保育室への在園を希望する場合は、利用調整を行い、4月からの3歳児クラスの転園先を確保します。（連携園のある小規模保育施設については、「港区内認可保育園等一覧」を参照してください。）

＜令和9年度クラス年齢表＞

令和9年（2027年）4月1日現在の年齢で、利用する施設のクラスが決まります。

例）令和8年（2026年）4月6日生まれのお子さんは、1歳の誕生日を迎えても令和9年度中の申請は0歳児クラスです。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和8年（2026年）4月2日～
1歳児クラス	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
2歳児クラス	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
3歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
4歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
5歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日

2 子どものための教育・保育給付認定について

認可保育園等を利用する場合、お子さんの保育が必要であることの認定（子どものための教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

認定には「認定区分」「保育が必要な事由」「保育必要量」「認定期間」の項目があり、お子さん1人につき1通「子どものための教育・保育給付認定証」（以下、「認定証」という。）が交付されます。

（1）認定区分

お子さんの「年齢」「利用する施設」によって認定区分が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で就学前の子ども	幼稚園※1・認定こども園※2
2号認定 （満3歳以上保育認定）	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 港区保育室 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業
3号認定 （満3歳未満保育認定）	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	

3号認定（満3歳未満）から2号認定（満3歳以上）への切り替えにあたっては、3歳の誕生日までに港区から新しい認定証を送付します。

※1 区立幼稚園については、港区教育委員会事務局学校教育部学務課学事係にお問合せください。
TEL3578-2779
私立幼稚園については、港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係にお問合せください。
TEL3578-2712

※2 芝浦アイランドこども園は4・5歳児クラスが対象です。

（2）保育が必要な事由

認定（2号認定、3号認定）を受けるには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当する必要があります。

① 就労……月48時間以上の就労を常態としている場合
② 出産……妊娠中又は出産後間がなく保育が困難な場合
③ 疾病……疾病、負傷により保育が困難な場合
④ 障害……心身に障害があり保育が困難な場合
⑤ 介護・看護 ……疾病又は心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合
⑥ 求職……求職活動をしている場合
⑦ 就学……月16日以上かつ1日4時間以上の就学（通所）を常態としている場合
⑧ 災害復旧……災害の復旧にあたっているため、保育が困難な場合
⑨ 育児休業……認可保育園、認定こども園、小規模保育事業及び港区保育室に在園している世帯のうち、就労認定の保護者が次子の育児休業中に引き続き保育が必要な場合（育児休業後に復職予定の保護者）
⑩ その他……児童福祉の観点から社会的養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合

※「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由は保育が必要な事由には該当しません。その場合には、港区版こども誰でも通園制度をご活用ください（詳細は38ページを参照してください。）。

（3）保育必要量・認定期間・在園できる期間

保育必要量・認定期間は、保育が必要な事由に応じて決定します。保育必要量は「標準時間」と「短時間」があり、下記の表内で「標準時間」「短時間」のどちらにも○がついている場合には、勤務時間等により、どちらかに認定します。ただし、認定期間と在園できる期間は異なる場合があります。

保育が必要な事由	保育必要量		認定期間	在園できる期間
	標準時間	短時間		
就労	○	○	小学校就学前まで（失職した場合は「求職」に同じ）	
出産	○	○	出産予定月の2か月前（多胎児妊娠の場合、出産予定月の4か月前）から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末まで	
疾病・障害 介護・看護 災害復旧 その他	○	○	保育が必要な事由が無くなるまで	
求職※	×	○	3か月間 （ただし、3か月以内に就職した場合は「就労」に認定変更）	入園した月から3か月間 （ただし、3か月以内に就職した場合は「就労」に認定変更）
就学	○	○	就学期間の終了（卒業）まで	
育児休業 （在園児のみ）	×	○	育児休業対象児童が3歳になる日の属する年度末（3月末）まで （ただし、翌月（4月）中に復職する場合は、4月以降も引き続き在園できます。） ※詳細は28ページを参照してください。	

※在園中に同じ事由での入園申込みはできません。

（4）保育時間

「標準時間」は7時15分から18時15分の間で最長11時間、「短時間」は9時から17時の間で最長8時間、認可保育園等の利用ができます。恒常的に9時から17時を超えて利用する場合は、保育標準時間としての認定が必要になります。具体的な保育時間は入園前の面接で決定します。標準時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育（25ページ参照）を利用してください。また、一部の保育園では保育標準時間、保育短時間が下記の時間と異なります。詳しくは別紙「港区内認可保育園等一覧」を参照してください。

就労の場合の保育必要量の考え方例

① 勤務時間：９時～17時
通勤時間：１時間
保育時間：８時～18時
保育必要量は標準時間

② 勤務時間：９時～16時
通勤時間：１時間
保育時間：８時～17時
保育必要量は標準時間

③ 勤務時間：10時～16時
通勤時間：１時間
保育時間：９時～17時
保育必要量は短時間

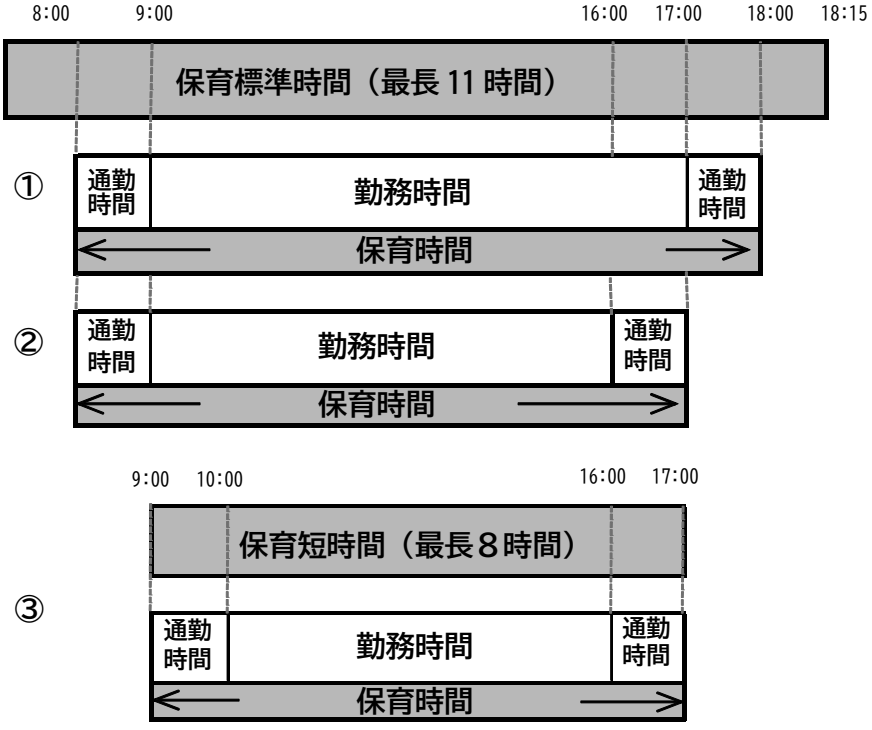

3 入園までの流れ

保育園見学等

○保育園は事前に見学することができます。見学希望の方は直接各保育園へお問合せください。

保活ワンストップサービスについて

保活ワンストップサービスとは、保育園探しから見学予約・入園申込みといった保活に関する手続きを、オンラインかつワンストップで実現することで、保護者の負担軽減を目指すプロジェクトです。
民間サイトの「えんさがそっ♪」または「hoiciL」のホームページもしくは東京都保活ワンストップポータルサイトからお申込みください。

えんさがそっ♪（提供事業者:BABY JOB株式会社）

hoiciL by CoDMON（提供事業者:株式会社コドモン）

東京都保活ワンストップポータルサイト（提供:東京都）

○申込方法等の手続きについて不明な点は、保育コンシェルジュ又は保健福祉係担当者が相談に応じます（保育コンシェルジュについては目次下部を参照してください）。

認定申請・保育園の入園申込み・（0～2歳児の希望者のみ）待機児童向け居宅訪問型保育事業の利用申込み

○保育を必要とするお子さんについて、認定申請及び入園申込みをしてください。
○申込締切日までに、必要書類を全て揃えて申請してください。申請方法は、電子申請、郵送申請、窓口申請です。なお、電子申請又は郵送申請の場合は締切日必着になりますので、注意してください。
申請の内容について担当者が必要に応じ、訪問や電話等で調査を行う場合があります。
電子申請又は郵送申請の場合、締切日時点で必要な書類が全て揃っていない場合は利用調整の対象となりません。必要書類が全て揃った後の最も近い締切日の月から利用調整の対象となります。
○障害や疾病があるお子さん、療育（発達支援）施設等を利用しているお子さん、発育・発達に心配があるお子さんの申込みについては14ページを参照してください。
○待機児童向け居宅訪問型保育事業の利用を希望する方は、別紙「待機児童向け居宅訪問型保育事業のご案内」を参照の上、希望をご記入ください。

利用調整（調整会議）

○保育園の空きに対し、申込者が多数の場合は、港区の基準に基づき保育の必要性（世帯の合計指数及び優先順位）の高い方から内定者を決定します。

認定証の交付 内定

○認定証は、結果発表に合わせて交付します。
○内定した方には電話又は郵送で連絡します。4月入園は郵送で通知します。

内定しなかった場合

○内定に至らなかった方には、初回の結果発表日に限り「保育所入所待機通知書」を送付します。
○保育所入所申込書は、入園を希望した月の属する年度内に限り有効です（ただし、求職・出産・就学での申込みは、認定期間内に限ります）。

内定辞退

○第一希望の園を辞退した場合、又は「内定辞退届」の提出が期限を過ぎた場合は、当月の待機通知書は発行しません。 再度認可保育園等の入園を希望する場合は、改めて申請書類一式の提出が必要です。詳細は10～11ページを参照してください。

面接・健康診断

○面接・健康診断は、必ず入園月の前月末までに受けてください。所定の期間に受けられない場合は、内定取消しになります。
（4月1次内定の方の面接・健康診断は、2月頃を予定しています。）
○内定後、園での面接及び健康診断の結果によっては、入園できないことがあります。

入園 階層決定

○入園する月の前月末日に入所承諾等に関する通知を発送します。
○お子さんが少しずつ保育園に慣れるように、最初は保育時間を短くし、徐々に長くしていきます。
○入園後の届出や手続きについては27～30ページを参照してください。

4 港区外の保育園の申込み・港区外からの申込み

（1）港区内にお住まいの方（港区外の保育園に申込む場合）

① 港区外に転出予定がある方

受付窓口	転出先自治体
申込締切	転出先自治体に確認してください。
申込条件	転出先自治体に確認してください。

② 港区外に転出予定がない方

受付窓口	各総合支所　区民課　保健福祉係
申込締切	自治体によって締切日が異なります。希望する保育園のある自治体に確認の上、提出書類を準備してください。港区での受付後に、提出書類を希望する保育園のある自治体に送付するため、申込期限に余裕を持って（8開庁日前）お申込みください。
申込条件	申込条件や提出書類は、自治体によって異なります。事前に希望する保育園のある自治体の担当窓口に確認してください。

（2）港区外にお住まいの方（港区内の保育園に申込む場合）

※申込書類は、港区指定の書式を使用してください。

① 港区内に転入予定の方

受付窓口	各総合支所　区民課　保健福祉係
申込締切	8～9ページの申込締切日
申込条件	・港区の転入先の住所地が確認できる書類（売買契約書、賃貸契約書等）及び同意書〔DL〕を提出できること。 ・入園する月の前月末日までに港区に転入し、住民登録および港区民として保育所入所の手続きをすること。 ・内定発表後、**指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。**
注意事項	・内定した方は、入園する月の前月末日までに、港区への住民登録と保育所入所手続きが行われない場合、内定取消しとなります。 ・海外から転入予定の方は、転入予定先の担当支所に事前連絡し、郵送又は電子申請をしてください。その際は、日本にて連絡が取れる方の連絡先を必ずご記入ください。 ・転入予定で申込みの際に必要な提出書類についての詳細は、11 ページをご確認ください。

② 港区に勤務している方

受付窓口	現在、お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	8～9ページの申込締切日
申込条件	・お住まいの自治体で認定証の交付を受けていること。 ・保護者（父又は母のいずれか）の勤務地が港区にあり、実際に港区に通勤していること。 ・内定発表後、**指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。**
注意事項	・0～2歳児クラスの4月～9月入園については申込みできません。 ・3～5歳児クラス以上の4月入園については、2次申込みから受け付けます。 ・希望園に2名以上の空きがない場合は、利用調整の対象になりません。 （空き情報は港区公式ホームページに掲載しています。） ・調整指数13番により、9点が減算されます。（22ページをご確認ください。） ・保護者のいずれかが、産前産後休暇取得中、育児休業取得中（復職予定含む）、求職活動中、就労内定中の方は申込みはできません。 ・港区保育室及び居宅訪問型保育事業の申込みはできません。 ・税情報確認のために、世帯全員の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票いずれか1点）のコピーの提出が必要となります。

5 申込締切日・結果発表

※出生届提出後から保育入園の申込をすることができます。

＜令和9年4月0歳児クラス申込可能園と受付期間＞

	お子さんの誕生日	申込可能園（別紙「港区内認可保育園等一覧」参照）			受付期間	
		生後43日園	生後57日園	生後3か月園	電子・郵送（必着）	窓口
1次	令和８年４月２日～令和８年11月10日	○	○	○	令和８年10月30日～令和８年11月24日	
	令和８年11月11日～令和９年１月１日	○	○	○	令和８年11月11日～令和９年１月14日	
2次	令和８年４月２日～令和９年１月１日	○	○	○	令和９年１月18日～令和９年２月５日	
	令和９年１月２日～令和９年１月22日	○	○	×	令和９年１月18日～令和９年２月５日	
	令和９年１月23日～令和９年２月３日	○	○	×	出生届提出後～令和９年２月５日	出生届提出後～令和９年２月17日
	令和９年２月４日～令和９年２月17日	○	×	×		出生届提出後～令和９年２月22日

（1）令和9年4月入園（1次）の申込み・転園申込みについて

※窓口の混雑緩和のため、電子申請又は郵送申請にご協力ください。

電子・郵送・窓口申請の受付期間
令和8年10月30日（金）～令和8年11月24日（火）
障害・疾病・発育発達に心配があるお子さん（14ページ参照）の電子・郵送・窓口申請の受付期間
令和8年10月30日（金）～令和8年11月13日（金）
結果のお知らせ
令和9年1月26日（火）発送 （通知をもって発表に代えます。） 電話での問合せについては、2月2日（火）以降に受け付けます。

※保育所入所待機通知書・待機児童向け居宅訪問型保育事業の申込みの結果は、令和9年3月2日（火）に発送します。

（2）令和9年4月入園（2次）の申込み・転園申込みについて

電子・郵送申請の受付期間	窓口申請の受付期間
令和9年1月18日（月） ～ 令和9年2月5日（金）	令和9年1月26日（火） ～ 令和9年2月5日（金）
障害・疾病・発育発達に心配があるお子さん（14ページ参照）の電子・郵送・窓口申請の受付期間	
令和9年1月26日（火）～令和9年2月1日（月）	
結果のお知らせ	
令和9年3月2日（火）発送 （通知をもって発表に代えます。） 電話での問合せについては、3月5日（金）以降に受け付けます。	

（3）令和9年5月以降入園・転園の申込みについて

入園・転園希望月		申込締切日	医師の意見書の提出が必要な方の締切日	結果発表日
令和9年	5月	4月 2日(金)	3月 9日(火)	4月19日(月)
	6月	5月 6日(木)	4月 2日(金)	5月18日(火)
	7月	6月 4日(金)	5月 6日(木)	6月17日(木)
	8月	7月 5日(月)	6月 4日(金)	7月16日(金)
	9月	8月 4日(水)	7月 5日(月)	8月17日(火)
	10月	9月 3日(金)	8月 4日(水)	9月17日(金)
	11月	10月 5日(火)	9月 3日(金)	10月19日(火)
	12月	11月 4日(木)	10月 5日(火)	11月17日(水)
令和10年	1月	12月 1日(水)	11月 4日(木)	12月17日(金)
	2月			
	3月			

※令和9年12月1日以降に生まれた方の令和10年1月～3月入園の申込みはできません。
※医師の意見書の提出が必要な方についての詳細は11ページを参照してください。
※水曜日の窓口延長日も、保育園入園に関する相談・申請受付は17時までです。

【電子申請・郵送申請される方へ】

①締切日必着です。申込締切日までには届くように余裕を持って申請してください。
②郵送の場合、書類は到着確認ができる方法で提出してください。到着確認の問合せには回答できません。
③通信不良、郵送事故等による書類の遅れや不着については、区は一切の責任を負いません。
④提出された書類に不備があった場合、記載内容について、勤務先や申請者に電話で確認する場合があります。また、認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整にかからないことがあります。
⑤不足書類があった場合、担当支所から電話、電子(補正依頼)、郵送のいずれかで連絡します。申込締切日までに必ず提出してください。提出が無い場合は、入園・転園希望月の利用調整の対象にはなりません。
⑥港区公式ホームページから電子申請できます。二次元コードからアクセス可能です。
※締切日は8～9ページを参照してください。
※受付完了メールが届いているか確認してください。
※写真を提出する場合は、鮮明で文字が読み取れる状態のものを使用してください。
⑦郵送先は、お住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係です(表紙参照)。

【窓口申請される方へ】

港区公式ホームページから福祉総合窓口受付予約システムを利用して予約もできます。二次元コードからアクセス可能です。
ただし、令和8年11月10日～11月24日までの予約は受け付けておりません。
※予約なしの窓口申請や相談も、従来どおり行っております。

福祉総合窓口受付予約システム
こちらから予約可能です。

【転園を希望される方へ】

転園希望月の申込締切日までにお申込みください(提出書類等は29ページを参照してください)。
在園中に提出されている書類の内容によっては、追加で書類の提出を求めることがあります。お早めにお申込みください。

6 保育園等の申込みに必要な書類 〔DL〕と記載された書類は、区指定の書式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

下記提出書類については、令和9年4月入園の利用調整から適用されます。令和9年3月入園までの入園申込みは『保育園入園のごあんない令和8年度版』に記載のある提出書類を用意してください。

入園申込みに必要な書類は、次の(1)～(3)です。(4)は該当者のみ提出が必要です。

締切日までに全ての書類を揃えて提出してください。**書類不足の場合は、利用調整の対象となりませんので注意してください。申請内容が事実と異なる場合や虚偽の場合、申請は無効となります。**

また、受理した書類は返却しないため、必要に応じてご自身でコピーをお取りください。

申請時に世帯全員の個人番号及び申請者の本人確認書類の提示が必要です。(郵送の場合はコピーの提出が必要です。)

本人確認書類

1点で確認できるもの:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等

2点で確認できるもの:社員証、学生証、キャッシュカード等

※代理申請の場合は上記のほかに委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

申込みに必要な書類はこちらからダウンロードできます。

個人番号確認書類 **※区外在住者はコピーの提出が必須です。**

マイナンバーカード、通知カード(記載内容に変更が無いもの)、個人番号が記載された住民票(コピー可)※いずれか1点

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書、保育所入所等申込書〔DL〕

兄弟姉妹で同時に申請する場合は、保育所入所等申込書と、児童の健康状況申告書を、兄弟姉妹分それぞれ用意してください。

(2) 保育の必要性を証明する書類 **※父母それぞれについて必要です。**

父母等の状況		必要書類 ※原本を提出する場合は必要に応じてコピーをお取りください。
就労	従業員・派遣社員 パート等 (内定者を含む)	就労証明書(第2号様式(第6条関係))〔DL〕 締切日から3か月以内に発行されたもの
	役員・自営業主 家族従業者・親族が 経営する会社に 勤めている方等	① 就労証明書(第2号様式(第6条関係))〔DL〕 締切日から3か月以内に発行されたもの ② 仕事の実態が分かるもの※コピー可。第三者機関発行、又は公的機関の証明いずれか一点(本人氏名が確認できるもの) (例:履歴事項証明書・登記事項証明書・開業届・現在の就労先で収入を得ていることが分かる最新の確定申告書・営業許可書・請負契約書・報酬等の振込が確認できる通帳等) ※上記の仕事の実態が分かる書類で本人氏名の確認ができない方は収入の証明も必要です。 (例:報酬等の振込が確認できる通帳等)
出産		母子手帳の表紙・出産(予定)日の分かるページのコピー※多胎児の場合人数分
疾病		診断書のコピー 締切日から3か月以内に発行されたもの (発症時期、療養期間、通院の頻度、保育が困難な状態、療養方法等について具体的な記載があるもの)
障害		障害者手帳のコピー (港区外にお住まいの方のみ)
介護・看護		① 被介護・看護者の介護保険証又は障害者手帳のコピー(港区外にお住まいの方のみ)又は、診断書いずれか一点 ② タイムスケジュール〔DL〕 ③ 介護、看護の実態が分かるもの(例:居宅サービス計画書等)
求職		求職活動に関する申立書〔DL〕
就学 (就学予定者を含む)		就学(予定)証明書〔DL〕 締切日から3か月以内に発行されたもの
災害復旧		り災証明等のコピー

※提出された書類に不備があり、保育の必要性が確認できない場合は、利用調整の対象となりません。

※父母等の状況が就労で、役員・自営業主・家族従業者・親族が経営する会社に勤めている等の方は①, ②の書類を、介護・看護の方は①～③の書類を全て揃えて提出してください。

※〔DL〕と記載された書類は、区指定の書式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

（３）令和9年度認可保育園等申込みに関する確認書〔DL〕

内容をよくお読みになり、了解のうえ、各項目の確認欄にチェックし、父母ともに署名してください。

（４）その他の書類（下記に該当する方は提出が必要です）

※調整指数、優先順位に関係します。

区　　分	必　要　書　類
お子さんが低体重について継続通院中の場合 お子さんが締切日時点で生後8週未満で、出生時に妊娠週数37週以下かつ体重2500g未満の場合	区指定の医師の意見書（保育園入園用）〔DL〕 ※医師の意見書は、内定しなかった場合は次回の障害児入所協議会にて引き続き使用します（14ページもご参照ください）。ただし、健康状態が変わった場合は再度ご提出ください。
0歳児クラスの申込みで、お子さんが出生時に妊娠週数37週以下かつ体重2500g未満の場合	母子手帳（表紙、出産の状態が分かるページ、最新の健診のページ）のコピー
ひとり親の場合	ひとり親であることの確認書類（戸籍謄本等のコピー） ※戸籍謄本等は締切日から3か月以内に発行されたもの。 ※港区で児童扶養手当等を受給している場合は不要です。 ※外国籍の方は公的機関が発行する独身証明書、離婚証明書、公証人の宣誓供述書等の原文・訳文
兄弟姉妹が私立幼稚園等に入園予定又は在園しており、子育てのための施設等利用給付認定（2号・3号）を受けている場合	子育てのための施設等利用給付認定書のコピー（港区外にお住まいの方のみ） ※認定申請予定の場合等は区指定の誓約書〔DL〕
18歳未満の同居の方が障害者手帳の交付を受けている場合	障害者手帳のコピー（港区外にお住まいの方のみ） ※18歳に達する日以降、最初の3月31日まで対象です。
保育施設で保育士、看護師として就労内定している場合（復職予定を含む）	・誓約書〔DL〕 ・資格証明書のコピー
港区に転入予定の場合	・世帯全員の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票いずれか1点）のコピー ・同意書〔DL〕 ・賃貸契約書又は売買契約書のコピー （住所地、引渡し日、契約者名が記載されているもの） ・保護者が障害者手帳や特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は各書類のコピー ・生活保護を受給している場合は、受給していることが分かる書類のコピー
障害や疾病があるお子さん、療育（発達支援）施設等を利用しているお子さん、発育・発達に心配があるお子さんの申込みの場合	詳細は14ページを参照してください。
・令和8年1月1日・令和9年1月1日時点で日本に住民登録がない場合（海外在住・大使館職員） ・令和7年、令和8年中に海外で収入があった場合	・年間収入申告書〔DL〕令和7年分・令和8年分 ・令和7年1月～12月・令和8年1月～12月に収入がある方はその証明書 ※海外での収入がある場合、日本円にレート換算し住民税相当額を計算します。
申込締切日時点で日本に住民登録がない場合	パスポート等の公的な本人確認書類（世帯全員分） 大使館職員等で住民登録がない方は、以下の書類もご提出ください。 ・大使館証明（大使館カード等） ・世帯全員のパスポート（写） （顔写真ページ（生年月日）、入国が分かるページ） ・住居証明（大使館から発行される書類又は大使館カード等）

※利用調整や保育料決定時に必要な住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により、港区で確認します。
※マイナンバー制度における情報連携ができない場合、課税（非課税）証明書の提出を求めることがあります。
※外国籍の方の就労・求職での申込みは、在留資格によって『資格外活動許可証』が必要になる場合があります。
※外国語の書類には和訳（本人以外の第三者が訳したもの）を添付してください。
※〔DL〕と記載された書類は、区指定の書式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

7 申込みにあたっての注意事項

（1）全ての方へ

①申込締切日直前は、窓口・電話ともに大変混み合いますので、余裕を持ってお申込みください。また、混雑緩和のため、電子申請又は郵送申請にご協力ください。

②必要書類は全て揃え、必要事項に漏れなく記入し、締切日までにお申込みください。必要書類が全て揃わない場合は、受理できません。また、提出された書類に不備がある場合は、再提出を依頼することがあります。

③保育園見学については、各保育園に直接お問合せください。また、保活ワンストップサービスもご活用ください。詳細は6ページをご参照ください。

④保育所入所等申込書の希望園記入欄に保育園コードを記入してください。保育園コードは別紙「港区内認可保育園等一覧」に記載されています。園名と保育園コードは正しく記入してください。記入されている園名と保育園コードが一致しない場合は、園名を優先します。

⑤入園を希望する保育園の追加や変更等の届出についても、各月の申込締切日までに提出してください。

⑥申請書の有効期間は、入園申込み・転園申込みともに令和10年3月入園分までです。ただし、求職・出産・就学等の要件での申込みの場合は、認定期間と同じ期間です。令和10年4月以降の入園を引き続き希望する場合、改めて申込みが必要となります。

⑦申込後に、保護者の仕事や家庭状況等、申込内容に変更があった場合は、指数が変わることがあるので、速やかに変更後の必要書類を提出してください。勤務状況等、申込内容と実態が異なる場合は、内定や入所承諾が取消しになることがあります。

⑧申込内容に虚偽があった場合、その申込みは無効となります。

⑨認可保育園等の空き状況については、毎月の結果発表日翌開庁日に更新されます。
右の二次元コードから港区公式ホームページを参照してください。

⑩申込時に空きの無い認可保育園等でも、転園や退園により利用調整までに空きが生じる場合があります。空き状況に関わらず、利用したい順に希望園を選択してください。

⑪提出書類は返却しないため、必要に応じてコピーをお取りください。

（2）4月入園の申込みをされる方へ

①4月入園の受付は、8ページのとおり受付期間を設けて行います。1次の受付期間後の申込みは、2次の受付期間にしてください。

②4月入園の申込みをした方は、「育児休業明け入所予約制度」の申込みはできません。育児休業明け入所予約制度については40ページを参照してください。

③4月入園の2次の利用調整では、1次で定員に満たず、空きがある園を希望する申込者と、令和9年1月2日以降に生まれ、生後43日目、生後57日目から入園できる保育園を希望する申込者について、選考を行います。

④4月入園の1次の利用調整の結果内定した方は、2次の利用調整にはかかりません。内定した園と別の園を希望する場合は、辞退届提出の締切日までに1次の内定を辞退する必要があります。1次の内定を確保したまま、2次の利用調整にかかることはありません。

⑤4月入園の申込みと同時に1～3月入園の申込みをした方で、1～3月入園の内定が出た場合、4月入園の申込みは取下げとなります。別の園での4月入園を希望する場合は、1～3月入園の内定を辞退する必要がありますので、注意してください。ただし、1、2月入園の場合で、入園後に、4月入園の2次の申込期間に転園申込みをすることは可能です（待機児童向け居宅訪問型保育事業を除く）。

⑥待機児童向け居宅訪問型保育事業の利用調整は、4月入園の1次、2次の利用調整終了後、認可保育園・認定こども園・港区保育室・小規模保育事業の内定が出なかった方を対象に行います。利用を希望する場合は、希望園記入欄の第2希望以下に希望する居宅訪問型保育事業を記入してください。

⑦待機児童向け居宅訪問型保育事業について、詳しくは「待機児童向け居宅訪問型保育事業のご案内」をご覧ください。

（3）育児休業を取得している方へ

①保護者が育児休業を取得している期間は、利用調整の対象にはなりません。育児休業を取得している方は、復職予定の月から利用調整の対象となります。復職予定の月は、就労証明書に記載された復職予定日又は育児休業期間短縮の可否により確認します。

②**育児休業からの復職とは、育児休業の承認を得た会社に職場復帰し仕事に就くことを指します。**入園内定後、復職前に勤務先を変更していることが判明した場合は、内定取消しとなります。また、入園した月中（4月入園なら、4月30日まで）に復職しなかった場合は、退園となります。「育児休業」認定ですでに在園しているお子さんがいれば、退園になります。

③申込み後、認可保育園等の待機期間中に育児休業から復職した場合、担当支所へ「復職証明書」の提出が必要です。

④希望する認可保育園等に入園できない場合に、育児休業の延長を許容できる方は、「令和9年度認可保育園等申込みに関する確認書」の所定欄に記入してください。

⑤育児休業給付金の受給期間延長の手続きについては、勤務先又はハローワークに確認してください。

（4）求職中の方へ

求職要件で申込みをした方で、認定期間内に保育園の内定が出ず、認定期間終了後も引き続き入園を希望する場合、各入園月の申込締切日までに再度認定の申請と入園申込みが必要となります。

（5）出産要件で申込みされる方へ

出産要件で入園内定した場合の保育園の在園期間は、出産予定月の2か月前（多胎児の場合、出産予定月の4か月前）から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末までです。認定期間を超えて在園を継続することはできません。

（6）兄弟姉妹がすでに認可保育園等に在園している方へ

すでに在園している兄弟姉妹が幼稚園等に入園予定（手続き予定含む）の方は、申込時に「令和9年度認可保育園等申込みに関する確認書」の所定欄に記入してください。申し出がなく、在園しているお子さんが保育園に内定したお子さんの入園前に退園することが分かった場合は、調整指数6番、10番、優先順位6番に影響するので、内定は取消しになります。

（7）兄弟姉妹で同時に入園申込みされる方へ

同時に内定が決まった兄弟姉妹のうち、1人でも内定辞退をした場合は、調整指数6番、優先順位8番に影響するので、内定辞退をしていないお子さんも、同時に内定取消しとなります。入園の意思が無くなった場合は、入園申込みの受付期間内に「保育等申込取下届」を提出してください。

内定辞退について

やむを得ず内定した園を辞退する場合は、「内定辞退届」及び「申請内容変更届（希望園の変更）」の提出が必要です。提出期限までに担当支所へ提出してください。内定辞退届の提出期限については、内定通知書に同封する書類で確認してください。

第一希望の園を辞退した場合、又は「内定辞退届」の提出が期限を過ぎた場合は、当月の待機通知書の発行はしません。再度、認可保育園等の入園を希望される方は、改めて申請書類一式の提出が必要となります。また、育児休業給付金の受給期間延長手続きができないことがあります。ご注意ください。

8 障害や疾病があるお子さん、療育(発達支援)施設等を利用しているお子さん、発育・発達に心配があるお子さんの申込み

障害や疾病、発育・発達の遅れなど、気になることがあるお子さんについては、申込みにあたり、下記の書類が必要になりますので、お早めに担当支所まで相談してください。申込後にお子さんの状況の確認のため、子ども政策課職員と面接を行います。そのため、申込締切日が早くなっていますので、注意してください。

申込締切日は、8～9ページを参照してください。

入園内定後の面接・健康診断の時点で障害や疾病、発育・発達の遅れ等が判明した場合、内定した施設の状況によっては受入れができない可能性があります。

気になることがある方は、申込前に必ず担当支所に相談してください。

※障害や疾病でなくても、日常的に装具等の着用が必要なお子さんや、申込時点で病気を患っていて入園までに完治が見込めるお子さんについても、下記書類を提出してください。

対象児童の状態	提出書類
・継続通院中 ・障害がある ・疾病がある ・療育(発達支援)施設等を利用している ・発達に心配がある	・10～11ページの提出書類一式 ・児童状況表〔DL〕 ・区指定の医師の意見書〔DL〕又は区指定の診断書〔DL〕 ※締切日から3か月以内に発行されたもの。 ・障害者手帳の交付を受けている場合、手帳のコピー(港区外にお住まいの方のみ)

※〔DL〕と記載された書類は、区指定の書式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

【申請から入園までの流れ】

事前相談・保育園見学

○保育園の環境や保育内容を理解していただくため、保育園見学をお勧めしています。見学については事前に各保育園にお問合せください。

↓

認定申請・入園申込み

○早めに担当支所に相談の上、締切日までに必要書類を揃えて、お申込みください。

↓

利用調整前の面接

○利用調整の前に、子ども政策課職員が保護者、お子さんと各総合支所又は港区役所で面接を行います。普段、お子さんの保育をしている保護者がお子さんと一緒に来てください。

↓

障害児入所協議会

○保育園での集団生活が可能かどうかを協議します。
○入園申込後に、お子さんが入院や手術等をされ、申込時と健康状態が変わった場合や転園を希望する場合、再度面接及び障害児入所協議会を行うことがあります。

↓

利用調整(調整会議)

○区の基準に基づき利用調整を行います。

↓

内　定

○利用調整の結果、保育の必要性が高いとみなされても、お子さんを安全・安心な環境でお預かりすることができないと判断された場合、内定に至らないことがあります。

↓

面接・健康診断

○内定後、園での面接及び健康診断の結果により、入園ができないこともあります。

↓

入園・階層決定

○入園後の届出や手続きについては、27～30ページを参照してください。
※入園後にお子さんの健康状態が変わり、医師により集団での保育が困難であると判断された場合は、受入れができないことがあります。

居宅訪問型保育事業(障害児訪問保育アニー)

保育の必要性があり、障害や疾病等の理由により医療的ケア等が必要であり、集団保育が著しく困難であるお子さんを対象に、居宅訪問型保育事業を行っています。お子さんの居宅において保育者による1対1の保育を行います。詳しくは担当支所にお問合せください。事業者:特定非営利活動法人　フローレンス

9 医療的ケア児・障害児クラス

集団保育が可能とされた、日常的に医療的ケア※1が必要なお子さんや障害のあるお子さんを専用のクラスで受け入れます。クラスには担任の看護師が常駐しています。元麻布保育園では、登降園が困難なお子さんについては港区内に限り、福祉車両での送迎支援を行います。(車両には、保護者の方も同乗していただきます。)

医療的ケア児※1・障害児クラス入園までの流れは17ページを参照してください。

保育園名	種別	所在地	定員	休園日	対応クラス
元麻布保育園	区立	港区元麻布2丁目14番12号	20名	日・祝日・年末年始※2※3	医療的ケア児 障害児
トレジャーキッズしばうら保育園※4	私立	芝浦4-3-27 カナルサイド高浜1階、2階、3階	2名	日・祝日・年末年始※2※3	医療的ケア児 (吸引・経管栄養・導尿のみ)

※1 医療的ケアとは、「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」をいいます。
※2 年末年始は12月29日から1月3日までです。
※3 医療的ケア児・障害児クラスは、休日保育及び年末保育の実施はありません。
※4 トレジャーキッズしばうら保育園は、土曜保育及び延長保育は実施しません。

(1) 対象児童

申込みの前に、お子さんの保育が必要であることの認定(子どものための教育・保育給付認定)を受ける必要があります。申込みができるのは港区民のみです(転入予定の方、港区外の方は申込みができません)。

お子さんの状態によって、対象月齢が下記のとおり異なります。月の初日に入園可能月齢を満たしている場合に入園ができます。

区分	利用できるお子さん
医療的ケア児	満2歳～就学前まで
障害児	生後4か月～就学前まで

① 医療的ケア児(医療的ケアの必要なお子さん)

お子さんが、以下の全ての要件に該当する必要があります。

・家庭での生活において状態が安定していること。
・医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子さんに定着していること。
また、その(医療)行為によって状態の変化が起こりにくいと主治医に判断されていること。
・主治医により集団保育が可能であると認められていること。
・体位の変換や移乗等で容態の変化が起こらないこと。

保育園で実施可能な医療的ケアは以下のとおりです。

保育園で実施可能な医療的ケア	
・吸引(口鼻腔内・エアウェイ内・気管カニューレ内)※1 ・経管栄養(チューブ、胃ろう、腸ろう)※1 ・導尿※1 ・エアウェイの管理 ・定時の薬液吸入、投薬 ・気管切開部の衛生管理	・胃ろう、腸ろう部の衛生管理 ・血糖測定 ・酸素管理 ・人工呼吸器の管理(※2) ・ストマの管理 ・その他、区長が実施を認めた医療的ケア

※1 トレジャーキッズしばうら保育園で行えるのは、吸引・経管栄養・導尿のみです。

※2 人工呼吸器の管理については、以下のとおりです。

保育園で行えること	保育園で行えないこと
・気管カニューレに接続したコネクターチューブが外れた場合、装着すること。 ・人工呼吸器のスイッチ、電源を入れること。	・人工呼吸器の設定の変更をすること。 ・時間指定でお子さんに装着すること。(午睡時のみ装着が必要な場合は、ご相談ください。)

入園後、医療的ケアがなくなった場合について

医療的ケアがなくなり、障害の程度が障害児クラスの要件に該当しない方は、港区認可保育園等（元麻布保育園通常クラス含む）への転園対象となりますので転園の申込みをしてください。転園が決定するまでは、各保育園の医療的ケア児クラスに在園が可能です。ただし、元麻布保育園における福祉車両による送迎は対象外となります。

② 障害児（元麻布保育園のみ）

お子さんが、以下の全ての要件に該当する必要があります。

・身体障害者手帳2級程度以上又は愛の手帳2度程度以上で、障害・疾病等により特別な配慮が必要なこと。
・入退院を繰り返さず、容態が安定していること。
・家庭での介護が日常生活の一部として保護者及びお子さんに定着していること。また、保育を実施しても容態が変わらないと主治医に判断されていること。
・主治医により集団保育が可能であると認められていること。
・口腔から摂食をする場合に、誤嚥の心配のないこと。
・体位の変換や移乗等で容態の変化が起こらないこと。

（注意事項）

〇障害の程度により、通常クラスや他の認可保育園等での受入れとなる場合もあります。

〇次の場合は入園することができません。

・日常的に他のお子さんから隔離をする必要がある場合
・看護師による連続的な容態の観察や処置を必要とする場合
・障害児入所協議会等において、集団保育が困難等の理由で安全にお子さんをお預かりすることができないと判断された場合

※入園後に上記のような状態になった場合には、障害児入所協議会等の判断を経て、休園又は退園となります。

（2）保育時間

お子さんの預かり時間については、（安全にお預かりするために）お子さんへの負担を考慮し、主治医からの意見も求め、保護者の方の勤務時間（通勤時間を含む）等、保育を必要とする時間で決定します。具体的な保育時間は入園前の面接で園と調整します。

保育必要量	保育時間
標準時間	7:15～18:15の間で必要な時間
短時間	9:00～17:00の間で必要な時間

※トレジャーキッズしばうら保育園は上記時間内のみの預かりとなり、土曜保育及び延長保育は実施しません。

※元麻布保育園の土曜保育においては、証明書の提出が必要です。

※元麻布保育園の延長保育は、月曜～金曜の19:15まで実施します。

（3）送迎支援について（元麻布保育園のみ）

公共交通機関や自家用車等による登降園が困難な場合には、福祉車両による送迎を行います（港区内のみ）。

車両には保護者の方も同乗していただきます。（元麻布保育園以外の保育園、幼稚園等に通う兄弟姉妹がいる多子世帯は、送迎についてご相談ください。）お子さんや保護者の都合による個別の対応はできません。 また、ご家庭の状況変化により、適宜調整させていただくこともあります。

（4）医療的ケア児・障害児クラス入園までの流れ

事前相談

○入園について担当支所に相談してください。

↓

認定申請・入園申込み

○締切日までに必要書類を全て揃え、担当支所にお申込みください。
○利用調整前に行う面接の日程を調整します。

↓

利用調整前の面接

○利用調整の前に子ども政策課職員が保護者、お子さんと各総合支所又は港区役所で面接を行います。普段、お子さんの保育をしている保護者がお子さんと一緒に来てください。

↓

障害児入所協議会

○保育が必要な医療的ケア児・障害児の利用可能な保育サービスについて決定します。

↓

家庭訪問

○各保育園職員が家庭を訪問し、お子さんの日中の様子やケアの方法等を伺います。

↓

利用調整（調整会議）

○障害児入所協議会等の各種結果を踏まえ、区の基準に基づき利用調整を行います。

↓

内　定

○お子さんを安全・安心な環境でお預かりできないと判断された場合、利用調整において、保育の必要性が高いとみなされても、内定に至らないことがあります。また、内定後、園での面接及び健康診断の結果により、入園ができないこともあります。

↓

面接・健康診断

○各保育園職員による面接、嘱託医による健康診断を行います。

↓

各保育園
保育内容協議会

○医療的ケア児・障害児クラスへの入園を前提として、安全にお預かりするための保育や医療的ケア、送迎等（元麻布保育園のみ）に必要な事項を調整します。
○内定が出ても家庭訪問、面接・健康診断、各保育園の保育内容協議会の全てが終了するまで登園できません。

↓

入園・階層決定

○入園後のお子さんの預かり時間については、（安全にお預かりするために）お子さんへの負担を考慮し、主治医、園医からの意見もふまえ、保護者の方の勤務時間（通勤時間を含む）等、保育を必要とする時間で決定します。具体的な保育時間は入園前の面接で園と調整をします。
※医療的ケア児・障害児クラスは休日保育及び年末保育の実施はありません。

（5）申込締切日・結果発表

① 令和9年4月入園の申込みについて

お子さんの誕生日によって、申込受付期間が異なります。注意してください。

各保育園の医療的ケア児・障害児クラスの4月入園の申込みは、入園前の面接や必要な保育サービスの決定に時間を要するため、**1次申込みのみ**となります。

申込受付期間	結果のお知らせ
令和8年10月30日(金) ～ 令和8年11月13日(金) 障害のあるお子さんで、誕生日が令和8年10月30日～令和8年12月1日のお子さんは、令和8年12月2日(水)まで申込みを受け付けます。	令和9年1月26日(火) 結果については通知をもって発表に代えます。電話での問合せについては、令和9年2月2日(火)以降に受け付けます。

② 令和9年5月以降入園の申込みについて

入園希望月		申込締切日	結果発表日
令和9年	5月	3月 9日(火)	4月19日(月)
	6月	4月 2日(金)	5月18日(火)
	7月	5月 6日(木)	6月17日(木)
	8月	6月 4日(金)	7月16日(金)
	9月	7月 5日(月)	8月17日(火)
	10月	8月 4日(水)	9月17日(金)
	11月	9月 3日(金)	10月19日(火)
	12月	10月 5日(火)	11月17日(水)
令和10年	1月	11月 4日(木)	12月17日(金)
	2月		
	3月		

（6）提出書類・提出先

① 提出書類

保育園入園に必要な書類については、10～11ページに記載する提出書類に加え、以下の書類が必要です。

申込締切日までに全ての書類を揃えて提出してください。書類不足の場合は、受付ができません。

※〔DL〕は区指定の書式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

トップページ ＞ 子育て・教育 ＞ 保育園・幼稚園 ＞ 保育園 ＞医療的ケア児・障害児クラスの入園のお知らせ

・児童状況表〔DL〕
・保育活動の目安〔DL〕
・同意書〔DL〕
・医師の意見書(保育園入園用)〔DL〕
・診断書〔DL〕(障害のみの場合)
・医療的ケア実施申込書〔DL〕(医療的ケアがある場合)
・医療的ケアに関する主治医意見書及び指示書〔DL〕(医療的ケアがある場合)

② 提出先 各総合支所区民課保健福祉係(担当支所は、表紙にてご確認ください。)

医療的ケア児・障害児クラスのよくあるご質問

Q1：電子・郵送での申込みは可能ですか？

A1：電子・郵送での申込みも可能ですが、申込書類を見ながらお子さんの様子をお伺いしたり、利用調整前の面接日程を相談するため、可能な限りお住まいの地区の担当支所で窓口申込みをお願いします。

Q2：子どもに障害があります。もし、通えるなら、自宅から近い認可保育園の通常クラスを希望したいです。入園申込みの際、希望する保育所欄に記入できますか。

A2：元麻布保育園障害児クラスの対象児童となるかどうかは、入園申込後に開かれる障害児入所協議会で決定します。元麻布保育園障害児クラスの対象外と判断され、かつ、申込書の希望する保育所欄に他の認可保育園や元麻布保育園の通常クラスが記入されている場合、元麻布保育園障害児クラス以外で利用調整を行います。

Q3：障害児訪問保育アニーも検討しています。それぞれの違いはありますか。

A3：各保育園（医療的ケア児・障害児クラス）は、集団保育が可能とされたお子さんを対象にしているため、保育園で保育をします。障害児訪問保育アニーは集団保育が著しく困難であるお子さんを対象としているため、お子さんの居宅において保育者による1対1の保育を行います。両方希望することは可能ですが、どちらの保育園での受け入れになるかは、障害児入所協議会、利用調整等の結果により決まります。

Q4：元麻布保育園の福祉車両による送迎支援の同乗者は、保護者以外も可能ですか。

A4：原則、保護者ですが、お子さんの状態を把握し、介助や緊急時の対応が可能な方なら同乗していただけます。

Q5：給食はどのような内容ですか。

A5：医療的ケアや障害のあるお子さんの食事、おやつの提供については、それぞれのお子さんの状態により異なります。お子さんの主治医からの意見書をもとに保護者の方と相談しながら決めていきます。

Q6：医療的ケア児・障害児クラスに入園した場合、通常クラスと交流はありますか。

A6：各保育園では、医療的ケア児・障害児クラスと通常クラスとの交流をしています。入園後、お子さんの状態によって具体的な活動内容を検討し、実施しています。

Q7：他の認可保育園等や障害児訪問保育アニーに在籍しています。医療的ケア児クラスへ転園したいです。手続き方法を教えてください。

A7：転園の取扱いになります。転園申込書と医療的ケア児クラスの提出書類を揃えて、申込締切日までにお申込みください（提出書類と申込締切日は18ページ参照）。ただし、待機児童向け居宅訪問型保育事業を利用している場合を除きます。

Q8：医療的ケア児・障害児クラスに在籍しています。医療的ケアはなくなりましたが、身体障害者手帳1級を持っています。各保育園の通常クラスや、他園への転園は可能ですか。

A8：転園の申込みは可能です。しかし通常クラスでの保育が可能か、希望園で安心・安全に保育できるか、医療的ケア児・障害児クラスでの保育継続がよいか等は、障害児入所協議会等で決定します。転園の申込みについては、転園申込書のほか、14ページの必要書類に準じた書類が必要です。詳しくはお問合せください。

Q9：他の認可保育園等に在園しています。途中で医療的ケアが必要になりました。引き続き在籍園での保育は可能でしょうか。

A9：お子さんの状態、医療的ケアの実施内容、保育園の環境など、総合的に見て障害児入所協議会で決定します。在籍園での継続保育、各保育園医療的ケア児クラスへの転園、あるいは居宅訪問型保育事業（障害児訪問保育アニー）の利用など、個別のケースに合わせて判断します。

～その他の保育園入園申込みに関するご質問は、32～33ページに掲載しています。こちらもご覧ください。～

10 港区保育利用調整基準（港区保育の実施に関する事務取扱要綱から引用）

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は23ページの優先順位をもとに調整します。

＜世帯指数の算定方法＞

父 基準指数 ＋ 母 基準指数 ＋ 調整指数 ＝ その世帯の合計指数

（注）ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に 20 を加算した後、調整指数を加減算して、その世帯の合計指数とします。

（1）基準指数

番号	保護者の状況				基準指数
	保育が必要な事由		細　目		
1	就労	就労	月20日以上の就労	1日8時間以上又は月160時間以上の就労を常態としていること	20
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14
			月16日以上の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11
			月12日以上の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8
			上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること		8
		就労内定	月20日以上の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	11
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	8
			月16日以上の就労内定	1日8時間以上の就労内定	11
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	8
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	5
			月12日以上の就労内定	1日8時間以上の就労内定	8
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	5
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	2
			上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定		2
2	出　産		出産（出産予定月の2か月前（多胎児妊娠の場合は4か月前）から認定期間満了日まで）		12
3	疾　病		入院（概ね1か月以上にわたり、入院又は入院を予定している場合）		22
			居宅内療養	常時病臥（概ね1か月以上、1日の大半を病床に臥し、原則医師の診療を継続して受けている場合）、感染性疾患、重度の精神性疾患	20
				常時安静を要する（上記「常時病臥」及び「感染性」、「精神性」以外の自宅療養者で、通院等を必要とする病状にあり、医師から安静又は安静に近い療養を指示されている場合）	14
				一般療養（上記のいずれにも該当しないものの、児童の保育に支障があると認められる状態）	11
4	障　害		身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級		20
			身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		14
			身体障害者手帳4級		8

5	介護・看護		月20日以上の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
				1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
				1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
			月16日以上の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
				1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
				1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
			月12日以上の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
				1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
				1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求 職		求職活動のため、外出を常態としていること		2
7	就学	就学	月20日以上の就学	1日8時間以上の就学	17
				1日6時間以上8時間未満の就学	14
				1日4時間以上6時間未満の就学	11
			月16日以上の就学	1日8時間以上の就学	14
				1日6時間以上8時間未満の就学	11
				1日4時間以上6時間未満の就学	8
		就学内定	月20日以上の就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
				1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
				1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
			月16日以上の就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
				1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
				1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧		火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		20

（注）児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合は、入園順位にかかわらず、入所措置をとる場合があります。

≪注意事項≫

① 基準指数は、保護者の保育が必要な事由により決定します。

② 保育が必要な事由は1つしか認定することができません。基準指数や認定期間、在園できる期間を参考に選択してください。

③ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。

④ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。
ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。

⑤ 産前産後休業又は育児休業から復職予定で申請の場合、保育が必要な事由は就労となります。

⑥ 産前産後休業、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更が無い場合は休業取得前の勤務時間で判断します。

⑦ 入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で基準指数を判断します。

⑧ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。（やむを得ない理由による場合はご相談ください。）ただし育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間まで勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

（2）調整指数

番号	条　件	調整指数
1	生活保護受給世帯	＋8
2	両親が死亡・拘禁・行方不明などの理由で不存在の世帯	＋8
3	申込時点で生計中心者が失業し、就労内定の状態、又は求職のため外出が常態となっている世帯（ひとり親世帯は除く）	＋3
4	新規入園申込みのひとり親世帯	＋2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合（新規入園申込児童に限る） ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	＋2
6	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同じ園に同時に新規の入園申込みをする世帯、又は兄弟姉妹（多胎児を含む。卒園・退園予定児を除く）が在籍している認可保育園等に新規の入園申込みをする世帯 ※在籍している兄弟姉妹が転園申込みしている場合、新規に入園申込みをする希望園が、兄弟姉妹の在籍している園又は転園希望園と同じ園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	＋1
7	多胎児の申込みである世帯（新規入園申込児童に限る）	＋1
8	内定発表日の属する月以前の3か月以内にひとり親となり、就労内定の状態、又は求職活動をする世帯（新規入園申込児童に限る）	＋3
9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	＋1
10	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に認可保育園等の入園申込みをしていないものの、子どものための教育・保育給付認定（2号・3号）又は子育てのための施設等利用給付認定（2号・3号）を受けている児童、入園申込可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。	－1
11	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級若しくは愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している者　※「保育が必要な事由」が「介護・看護」の人に適用します。	＋3
12	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	－3
13	港区外在住で、保護者の一方又は双方が港区内の勤務地に通勤している世帯（港区への転入予定を除く。）	－9
14	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯（卒園児・退園児を含む） ※結果発表日の属する月の1日で判断します。	－20
15	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定（1年以上勤務が決定していること）している者	＋6
16	希望する認可保育園等に入園できない場合、育児休業の延長も許容できる世帯 ※該当する場合、他の調整指数は適用しません。	－40

※新規入園とは、認可保育園等に在籍していない児童が認可保育園等に入園すること。

（3）優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

番号	条　件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。（やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く）
2	新規入園申込みの世帯
3	ひとり親世帯
4	心身障害者・疾病世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合、または身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている場合に適用します。申込児童又は同居児童に障害（手帳相当）がある場合も含みます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
5	就労世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します（就労内定を除く）。
6	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
7	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申し込む場合 ※退所月から1年以上経過している場合に限ります。再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
8	同居の児童が同時申込みの世帯
9	養育している小学生以下の児童の数が多い世帯
10	保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しくは看護師として就労することが内定している場合 ※1年以上勤務する場合に限ります。
11	待機児童向け居宅訪問型保育事業からの転園である場合
12	経済的困窮度の高い世帯（保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯）
13	港区に在住している年数が長い世帯 ※保護者のいずれか長い方の期間（市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時移転の期間も居住期間に含みます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込時点において港区に住民登録をしている者に限ります。）を適用します。

※調整指数5番・優先順位4番については、10ページ及び11ページ（4）その他の書類に記載されている提出書類により判断します。
ただし、障害者手帳の交付を受けていない方は、以下の書類の提出により判断します。
・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級に該当する状態と同等であることが明記された医師の診断書
（手帳の交付を受けていなくても、難病等の理由で障害児福祉手当等を受給している場合は不要です。）
※優先順位4番については、「子どものための教育・保育給付認定申請書」内の申請者及び配偶者の障害者手帳や特定医療費（指定難病）受給者証の受給状況欄の記載により判断します。記載がなかった場合、対象となる障害者手帳等をお持ちでも優先順位4番は対象外となります。

11 保育料

(1) 保育料の決定

【基本保育料】

認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に通うお子さんの基本保育料は無償です。

【延長保育料】

延長保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び利用された時間帯に応じて決定します。

利用施設	区立保育園・認定こども園	私立認可保育園・港区保育室・地域型保育事業
料　　金	25ページのとおり	各施設にお問合せください。
支 払 先	港区（港区民が区内施設に通う場合）	各施設
支払方法	原則として口座振替	各施設にお問合せください。
支払時期	毎月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）	各施設にお問合せください。

※ 住民税の申告がない方や港区に転入した方等で、港区で税情報が確認できず書類の提出がない場合は、最高階層となりますので注意してください。

※ 育児休業中で収入がない方も住民税の申告が必要になります。

※ 課税証明書が取得できない方（海外収入のある方や大使館職員等）は、年間の収入額から延長保育料の算出を行います。（一部海外収入がある方も、当該収入について申告してください。）

＜区市町村民税所得割額について＞

・住民税課税額のうち、**認定保護者の区市町村民税所得割課税額の合計額**で延長保育料の算定を行います。

・区市町村民税所得割に各種控除額（調整控除額及び調整額・定額減税を除く）を足した額が、算定に使用する区市町村民税所得割課税額です。

(2) 給食費　0円

認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に通うお子さんの給食費は無償です。

12 延長保育・早朝保育

各保育園では、就労形態の多様化、通勤時間等、保護者の就労実態に応じた保育時間の延長に対応するため、保育標準時間を超えて延長保育を実施しています（土曜日を除く）。延長保育は、在園している各施設で利用ができます。利用された場合には、延長保育料がかかります。

＜延長保育の利用について＞

項目	区立認可保育園・港区保育室 区立認定こども園（2・3号認定）	私立認可保育園・小規模保育事業 居宅訪問型保育事業
延長時間	18時15分以降1時間単位	保育園によって異なります。 詳細は各施設にお問合せください。
利用対象	満1歳の誕生日を迎えたお子さん （完了食になってから）	
利用可能日	月曜日から金曜日まで	
利用定員	各保育園にお問合せください。	

※延長保育料及び延長保育時間は、各施設により異なります。別紙「港区内認可保育園等一覧」を参照してください。

＜利用申込みについて＞
・延長保育は、各施設に事前の利用申込みが必要です。利用方法は各施設にお問合せください。
・利用申込みをした延長保育時間を必ず守ってください。
・事前に利用申込みをした時間とお迎えの時間が変わる場合は、速やかに保育園に連絡してください。

（1）延長保育料

＜延長保育料金表＞

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用区分				1か月当たりの最大負担額
		7時15分～19時15分		6時15分～7時15分 19時15分～22時00分		
階層区分	定　義	1時間当たりの延長保育料	1か月当たりの上限額	1時間当たりの延長保育料	1か月当たりの上限額	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯 上記を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	200円	2,000円	2,000円
B	A階層を除き、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円未満である世帯	200円	2,000円	400円	4,000円	6,000円
C	A階層を除き、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上である世帯	400円	4,000円	600円	6,000円	10,000円

※短時間認定のお子さんについて、保育短時間を超えて保育を行う場合、延長保育料を徴収します。
※保育園へ事前に延長保育の利用の申込みをしていない保護者が、認定時間を超えた時間にお迎えの場合、上記の延長保育料を徴収します。
※私立保育園、地域型保育事業の延長保育料及び延長保育時間は上記と異なる場合があります。各保育園にお問合せください。
※待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は、1時間あたり1,000円です。

（2）早朝保育

神明保育園で実施しています。

利用時間	6時15分～7時15分(日額利用)
利用要件	就労で保育ができない場合
利用方法	直接、保育園にお申込みください。定員の枠内で申込みを受け付けます。
対象者	1歳の誕生日から(神明保育園在園児に限る)
保育料	日額:200円～600円 ※階層区分により金額が異なります。(25ページを参照)

（3）延長保育料の納付

区立保育園・認定こども園に通うお子さんの延長保育料は原則として口座振替でのお支払いとなります。申請の方法は下記のとおりです。(口座の変更についても同様の手続きとなります)

↓電子申請はこちら

【電子申請】

港区公式ホームページのWeb口座振替受付サービスから登録をお願いいたします。

申請された月の翌月から口座振替が開始となります。

口座振替が開始されるまでの延長保育料は、納付書により、金融機関(銀行・ゆうちょ銀行等)又はコンビニエンスストアで納付してください。

【書面での申請】

内定通知書に同封している「港区保育園保育料口座振替依頼書」を、**ご利用の金融機関にお持ちいただき手続きをお願いいたします。**

※「港区保育園保育料口座振替依頼書」は各総合支所及び保育課にてご用意しております。

13 申込後や入園後の届出・手続き等

申込後や入園後に次のいずれかに該当する場合は、提出期限までに電子申請又は担当支所に必要書類を提出してください。

※〔DL〕と記載された書類は、区指定の書式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

(1)申込時の状況によって提出が必要な届出

申込時の父母等の状況が、次のいずれかに該当する場合は、期限(※)までに電子申請又は担当支所に必要書類を提出してください。

申込みしたときの父母の状況	提 出 書 類	提出期限(※)
産後休暇・育児休業から復職予定で申込みした	復職証明書〔DL〕	復職後2週間以内
上の子が在園中で、下の子の育児休業から復職予定で申込みした	復職証明書〔DL〕	復職後2週間以内
	認定変更申請書〔DL〕	復職する前月の末日
就学予定で申込みした	就学証明書〔DL〕	入学した月の末日
就労内定で申込みした	勤務開始日以降に発行された就労証明書〔DL〕	勤務開始した月の末日
	給与明細等、勤務実績の分かるもののコピー(就労開始後1か月分)	取得次第
求職活動のために申込みした	就労証明書〔DL〕	認定期間内に、就労開始日が決まり次第
	認定変更申請書〔DL〕	
	給与明細等、勤務実績の分かるもののコピー(就労開始後1か月分)	取得次第
求職、出産、就学等の認定期間に定めのある要件で申込みした ※待機となり認定期間終了後も入所の選考を希望する場合	認定申請書及び入園申込書類一式	各入園希望月の申込締切日

※入園前の方で、利用調整に状況の変更(認定事由の変更等)を反映させるには、各入園希望月の申込締切日(8～9ページ)までに書類を提出してください。

・保育園に入園した場合、入園月中に復職証明書の提出がない場合は、勤務先に確認します。

・上記書類が期限までに提出されない場合は、退園になる場合がありますので注意してください。

・原則として認定、保育必要量、階層等の変更は申請した日の翌月から反映されます。

・その他在園中の変更手続きについては入園決定時に送付されるリーフレットを参照してください。

(2)申込後に申請内容に変更があった際に必要な届出(認定内容の変更を伴わない場合)

申込後に下記の変更があった場合は、期限(※1)までに電子申請又は担当支所に必要書類を提出してください。

変更内容	提出書類	提出期限(※1)
入園を希望する保育園の変更・追加	・申請内容変更届〔DL〕	各入園希望月の申込締切日
氏名、住所または連絡先の変更	・申請内容変更届〔DL〕	変更した月の月末
勤務状況の変更 (保育必要量の変更をしない場合) 【例】転職した、勤務先が変わった	・申請内容変更届〔DL〕 ・就労証明書〔DL〕等(※2) ・前職の離職票等のコピー(入園前の方は不要です。)	変更した月の月末
	・現職の給与明細のコピー(1か月分)	取得次第

※1 入園前の方で、利用調整に状況の変更(認定事由の変更等)を反映させるには、各入園希望月の申込締切日(8～9ページ)までに書類を提出してください。

※2 変更内容によって提出書類が異なりますので、担当支所までご確認ください。

（3）申込後に申請内容に変更があった際に必要な届出（認定内容の変更を伴う場合）

申込後に下記の変更があった場合は、期限（※1）までに電子申請又は担当支所に必要書類を提出してください。

変更内容	提出書類	提出期限（※1）
勤務状況の変更 （保育必要量の変更をする場合） 【例】仕事をやめた、転職した、就労時間と保育必要量が変わった	・認定変更申請書〔DL〕 ・就労証明書〔DL〕等（※2） ・前職の離職票のコピー（入園前の方は不要です）	変更した月の月末
	・現職の給与明細のコピー（1か月分）	取得次第
世帯構成の変更（※3） 【例】結婚または離婚をした、事実婚になった、親族と同居した	・認定変更申請書〔DL〕 ・戸籍謄本等（※2）	変更した月の月末
保育の必要性事由の変更	・認定変更申請書〔DL〕 ・保育の必要性を証明する書類（※2）	変更した月の月末

※1　入園前の方で、利用調整に状況の変更（認定事由の変更等）を反映させるには、各入園希望月の申込締切日（8～9ページ）までに書類を提出してください。

※2　変更内容によって提出書類が異なりますので、担当支所までご確認ください。

※3　世帯構成の変更に伴い、階層が変更になる場合があります。
原則として認定、保育必要量、階層等の変更は変更が生じた月末までに申請した場合、その翌月から反映されます。

（4）在園中に次子の育児休業を取得する方（保育が必要な事由が「就労」の方のみ）

①港区内にお住まいの保護者の場合

新たに生まれたお子さん（在園児に対して次のお子さん）の育児休業を取得する場合はご家庭で保育ができる状態となり、保育を必要とする事由（就労）がなくなります。港区ではお子さんの保育環境を変えないため、認定を「育児休業」に変更し以下の期間で現在通っている保育園を継続することができます。ただし、育児休業後に現在の就業先に復職することが必要です。

在園中に次子の妊娠が分かった時点で「産前産後休暇・育児休業届」〔DL〕を提出してください。継続の在園をご希望の場合、育児休業開始日の当月末（月の初日から育児休業を取得する場合は前月末）までに保育が必要な事由を「就労」から「育児休業」へ変更の手続きをしてください。育児休業（出生時育児休業（産後パパ育休）を除く）期間中の保育時間は短時間の認定となります。

※ただし、待機児童向け居宅訪問型保育事業は育児休業開始日の前日で利用終了となります。

育児休業等の状況	在園児の取扱い
育児休業後に現在の就労先に復職を予定している	育児休業対象児童が3歳になる日の属する年度末（3月末）まで育児休業中も引き続き在園できます。 ※ただし、4月中に育児休業から復職する場合は、4月以降も引き続き在園できます。

【例】 育児休業対象のお子さんが令和8年7月7日生まれ→令和11年7月6日で満3歳になるため、上の子の「育児休業」認定の期間は最長で令和12年3月31日までとなります。
4月中に復職できない場合、退園となります。

②港区外にお住まいの保護者の場合

育児休業等の状況	在園児の取扱い
産前産後休業（出生時育児休業（産後パパ育休）を含む）のみで復職する	引き続き在園できます。
保護者のいずれかが育児休業を取得する	在園児は産前産後休業終了時に退園となります。

（5）転園・休園・退園をする方（在園中の方）

次のいずれかに該当する場合は必要書類を提出してください。電子・郵送申請でも受け付けます。不明な点は、事前に担当支所までご連絡ください。

内容	提出書類	注意事項
港区内の他の園に転園を希望するとき	転園申込書〔DL〕	・転園希望月の申込締切日までに申請してください。 ・転園申込後に意向が変わり、現在の保育園の継続利用を希望する場合は、同締切日までに転園の取下げを申請してください。 ・在園中に提出されている書類の内容によっては、追加で書類の提出を求めることがありますので、余裕を持ってお申込みください。 ・転園申込みは、申込みをした年度の3月入園分まで有効です。 ・翌年度も引き続き転園を希望する場合は、再度申込みが必要です。 ・転園が内定したら、いかなる理由があっても内定辞退をして元の園に戻ることはできません。保護者の総意の上、ご提出ください。 （入園前の面接・健康診断を転園が内定した月の前月末までに受けられない場合も、元の園は退園となります。） ・産前産後休暇中及び育児休業中は、転園ができません。
休園するとき（3か月未満）	不要	・休園する旨、必ず保育園にご連絡ください。 ・自己都合の場合、3か月を超える休園はできません。
在園児の病気やけがで3か月以上休園するとき	退(休)園届、診断書	休園可能期間は診断書に記載された療養期間に限ります。
里帰り出産で3か月以上休園するとき	退(休)園届、母子手帳の出産予定日が分かるページのコピー	・休園可能期間は出産予定月の2か月前（多胎児妊娠の場合、出産予定月の4か月前）から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末までに休園を開始した日から最大5か月間（多胎児は最大7か月間）です。 ・休園期間中、他の保育施設の利用はできません。
退園するとき	退(休)園届〔DL〕	在園中に以下のいずれかに該当した場合は、退園となります。退園届を提出してください。退園届はいかなる理由があっても取下げができませんので、注意してください。 ① 幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園する場合 ※認可保育園等との二重在籍はできません。 ② 退職等により家庭で保育できるようになった場合 ③ 区外に転出し、勤務先が港区にない場合 ④ 3か月を超えて保育園を休む場合（ただし、在園児の病気やけが等又は弟や妹の出産に伴う休園をする場合を除く） ⑤ 保護者のいずれかが、月初から月末まで、在園児の育児休業を再び取得する場合

（6）在園中に港区外に転出する方

港区に保護者いずれかの勤務先がある場合、転出後も引き続き在園することができます。継続して在園する場合は、港区と転入先の自治体で転出月中に届出をしてください。利用終了通知書に同封されます「港区から転出後に認可保育園を利用する場合のご案内」も参照してください。

保護者のいずれかが育児休業取得中、求職活動中、就労内定の場合は退園になります。

ただし、居宅訪問型保育事業を利用している方は転出日までの利用となります。

港区保育室に在園中の方は、港区保育室入園決定時にお渡しする「港区から転出される場合のお手続き等について」も参照してください。

（7）現況届　※在園中の方は必要な手続きになります。

保育が必要な事由を確認するため、入園後も毎年「現況届」を提出する必要があります。確認できない場合は、認定が終了し、保育園の利用ができなくなります。 現況届の詳細については、提出依頼の時期に改めてお知らせします。

14 休日保育

休日に保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、下記の施設において保育します。

対　象　者	次のいずれかに該当する生後4か月以上のお子さん ① 区内認可保育園・区内認定こども園(1号認定児童を除く)・港区保育室・小規模保育事業・待機児童向け居宅訪問型保育事業を利用している。 ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園(1号認定児童を除く)・地域型保育事業等を利用している。 ③ 区内在住で保育の必要性の認定を受け、認証保育所に月ぎめで通っている。
利用要件	就労等で休日に保育を必要とする場合
利用時間	日曜・祝日　7時15分～18時15分(12月29日～1月3日は除く) ※芝浦アイランドこども園は12月29日、30日も実施
利用料金	利用者負担はありません。
申込期間	利用日の前月1日から6日前まで(平日のみ受付、9時から17時まで)※書類必着
申込方法	直接希望園へ電話予約した上で、電子申請又は在籍園に申込書及び就労証明書等を提出 詳細については港区公式ホームページを確認してください。 ※②、③の方は保育課保育支援係(TEL 3578-2441)に提出
実施園・問合せ	神明保育園　TEL 5733-6822 たかはま保育園　TEL 5781-0255 しばうら保育園　TEL 5232-1130 東麻布保育園　TEL 3584-3811 芝浦アイランドこども園　TEL 5443-7337 元麻布保育園　TEL 5422-7338 神応保育園　TEL 5422-6363

15 年末保育

年末に保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、区立保育園において一時的に保育します。

対　象　者	次のいずれかに該当する生後4か月以上のお子さん ① 区内認可保育園・区内認定こども園(1号認定児童を除く)・港区保育室・小規模保育事業・待機児童向け居宅訪問型保育事業を利用している。 ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園(1号認定児童を除く)・地域型保育事業等を利用している。 ③ 区内在住で保育の必要性の認定を受け、認証保育所に月ぎめで通っている。
利用要件	就労等で年末に保育を必要とする場合
利用期間	12月29日、30日　7時15分～18時15分
利用料金	利用者負担はありません。
申込期間	11月上旬～中旬　※12月入所の方は別途申込期間があります。
申込方法	在籍園に申込書及び就労証明書等を提出 詳細については港区公式ホームページを確認してください。 ※②、③の方は保育課保育支援係(TEL 3578-2441)に提出
実施園・問合せ	神明保育園　TEL 5733-6822 たかはま保育園　TEL 5781-0255 しばうら保育園　TEL 5232-1130 東麻布保育園　TEL 3584-3811 元麻布保育園　TEL 5422-7338 神応保育園　TEL 5422-6363 区立認可保育園(上記園を除く指定園)

16 よくあるご質問

※窓口やお電話、保育コンシェルジュ相談でよくあるご質問を抜粋して掲載しています。
このほかにも、よくあるご質問を港区公式ホームページに掲載していますので、合わせてご確認ください。

【申込み前の確認】

Q 1:保育園の入園について申込前に相談できますか？提出書類を事前に確認してもらえますか？

A 1:お住まいの地区の担当窓口で、入園に関する相談を受け付けています。申込書類は窓口で受け取るほか、港区公式ホームページからダウンロードすることもできます。提出書類を事前に確認することも可能です。はじめて申込みをする方は、保育コンシェルジュをご利用ください（目次下部参照）。入園を希望する保育園の見学については、直接保育園へ電話で予約してください。
なお、保活ワンストップサービスが利用できる一部の保育園については、オンラインで見学予約も可能です。

【必要書類・申請内容】

Q 2:就労証明書が申込締切日までに間に合わないのですが、申込書のみでも受け付けてもらえますか？

A 2:就労証明書等、保育の必要性を証明する書類が申込締切日までに間に合わない場合は、保育の必要性を認定できないため、申込みを受け付けることができません。必要書類をすべてそろえて提出してください。申込締切日直前は受付窓口が混み合いますので、早めの申込み手続きをおすすめします。

Q 3:兄弟姉妹で同時に申込みます。就労証明書は子ども1人につき1部ずつ必要ですか？

A 3:就労証明書は保護者それぞれが1部ずつご用意ください。同時に申込みをするお子さん一人ひとりについての用意は不要です。

Q 4:保護者に「保育が必要な事由」が2つ以上ある場合、どのように申請すればよいですか？

A 4:保育が必要な事由は、1つのみ認定されます。基準指数、認定期間、在園できる期間を参考に選択してください。

【利用調整・指数・希望順位】

Q 5:保護者の一人が単身赴任をしています。調整指数4、調整指数8、優先順位3は対象になりますか？

A 5:海外在住を含む単身赴任は両親世帯として認定するため、いずれも対象にはなりません。

Q 6:希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

A 6:希望園の数によって、利用調整が有利または不利になることはありません。
複数の園に空きがある場合は、最も希望順位の高い1園が内定となります。また保育園等の空き状況は港区公式ホームページで公開しています。ホームページ掲載時点で空きがない場合でも、その後の退園等により、空きが生じた場合は、利用調整の対象となります。空き状況にかかわらず、通いたい順に希望順位を決めてください。

Q 7:○○保育園の競争率は何倍ですか？指数何点で入れますか？人気のある園はどこですか？

A 7:港区では、保育園ごとの倍率は公表していません。また、一人で複数の園を希望できるため、どの園が人気か、実質倍率がどの程度か、何点で入園できるかといったことについてはお答えできません。毎月の空き状況や「令和8年4月入所1次利用調整における内定発表時の入所者最低指数について」のデータを港区公式ホームページで公開していますので、参考にしてください。

【出生前後・育児休業・復職・転職】

Q 8:出生前でも入園の申込みはできますか？

A 8:出生前に申し込みをすることはできません。出生後に、入園希望月の締切日までにお申込みください。ただし、入園月の1日時点で希望園の入園可能月齢に達している必要があります。
申込締切日が、出産日と近い場合は、出生前に取得した就労証明書でも、申込日時点の状況を証明する内容であれば提出できます。

Q 9:現在、育児休業を取得しています。いつから入園を希望できますか？

A 9:育児休業から復職する月から、入園を申し込むことができます。例えば、10月14日に復職予定の方は、10月入園から申し込むことができます。この場合は、申込締切日の9月3日までにお申込みください。

Q 10:育児休業から復職後、育児短時間勤務を取得する予定です。指数はどうなりますか？

A 10:復職後に育児短時間勤務を取得し、1日6時間以上勤務する場合、または2時間までの育児短時間勤務を取得する場合は、正規の勤務時間で判断して指数を決定します。これに該当しない時間数で育児短時間勤務を取得する場合や、勤務日数を減らす場合、または育児短時間勤務以外の理由で勤務時間を短縮する場合は、復職後の勤務時間で判断して指数を決定します。なお、復職後に勤務時間を延長する場合は、産前休暇前の勤務時間で判断して指数を決定します。

Q 11:復職予定で入園申込みをしましたが、復職せずに転職した場合はどうなりますか？

A 11:就労証明書に記載された就労先に復職することを前提に指数を付けていますので、就労先や就労状況が変更となった場合は、内定が取り消しとなります。

Q 12:申込みをしましたが、転職を検討しています。何か手続きが必要ですか？

A 12:申込後に申請内容に変更があった場合は、速やかに担当支所へ連絡のうえ、申込締切日までに必要書類を提出してください。内定または入園決定後に申請内容の変更が判明した場合は、内定や入園決定が取り消しとなることがあります。

Q 13:保育が必要な事由が「出産」で入園した場合、認定期間満了後は「育児休業」に認定を変更できますか？

A 13:育児休業認定は、就労認定を受けている方が、次子の育児休業を取得し、元の職場に復職することを前提として受けることができる認定です。出産を事由として認定を受けた方は、育児休業認定へ変更することはできません。出産を事由として入園した場合、期間満了後は利用終了となります。

【入園後・待機・転園・休園】

Q 14:求職要件で入園しました。認定期間以降も引き続き在園するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 14:4月から求職を事由として入園した場合は、6月中に「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を提出し、7月1日までに就労を開始する必要があります（求職期間内に就労証明書等の提出がない場合は、退園となります）。
7月1日が休日または祝日の場合でも、雇用契約開始日は7月1日である必要があります。

Q 15:申込みをしましたが、待機になりました。毎月、入園の申込みが必要ですか？

A 15:申込書の有効期間は、入園を希望する年度の3月入園の申込みまでです（令和9年度の場合は、令和9年4月入園から令和10年3月入園までの申込みが有効です）。ただし、認定事由が求職、出産、就学等の場合は、認定期間に限度があります。翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、改めて申込みが必要です。

Q 16:転園の申込みはいつからできますか？転園は不利になりますか？

A 16:転園の申込みは、入園後から可能です。優先順位では、新規申込みの方が優先されます。

【他制度・他施設との関係】

Q 17:幼稚園と保育園を同時に申し込むことはできますか？

A 17:幼稚園と保育園は、同時に申込みできます。ただし、同時に在籍することはできません。幼稚園と保育園の利用条件や手続きは異なりますので、それぞれの案内（問合せ先は4ページ参照）を確認してください。

Q 18:認可保育園等と認可外保育施設を同時に利用することはできますか？

A 18:同時に在籍することはできません。認可保育園等に在籍しているときに認可外保育施設を利用する場合、認可保育園等は退園になります。

Ⅱ　その他の保育サービス

認証保育所

東京都が多様化する保育需要に応えるための保育施策として創設した制度であり、施設の設備や広さ、職員の数等について、東京都が定めた一定の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設です。

➡直接施設へお問合せください。

（令和8年10月現在）

地区	施設名	所在地	電話番号	開所時間	定員	対象	設置者
芝	まなびの森 保育園 三田プチ・クレイシュ	芝 5-29-22 ﾗｲｵﾝｽﾞ ﾏﾝｼｮﾝ・ﾌｪﾘｽ三田 1 階	5440-5950	7:00~20:00	33	生後 3 か月～就学前	㈱こどもの森
	まなびの森 プチ・ナーサリー田町	芝 4-16-1 カテリーナ三田 1 階	3451-5670	7:00~20:00	40	生後 3 か月～就学前	㈱プチ・ナーサリー
麻布	ホームデイケア・六本木	西麻布 1-4-46 西麻布ムラタビル	3401-2155	7:30~20:30	13	生後 8 週～3 歳未満	一般社団法人双葉会
	ポピンズナーサリー スクール広尾	南麻布 5-1-11 Qiz 広尾 3 階	5475-2185	7:30~20:30	66	生後 57 日～就学前	㈱ポピンズエデュケア
	ナーサリールーム	南麻布 5-6-8	3473-8317	7:00~20:00	35	生後 43 日～3 歳未満	(福)恩賜財団母子愛育会
	ミアヘルサ保育園 ゆらりん東麻布	東麻布 1-26-2 SERAPH10 AZABU1・2 階	6426-5567	7:30~20:30	30	生後 57 日～就学前	ミアヘルサ㈱
赤坂	ポピンズナーサリー スクール赤坂	赤坂 1-8-1 赤坂インターシティ AIR 2 階	5545-5341	7:30~20:30	30	生後 57 日～就学前	㈱ポピンズエデュケア
高輪	コンビプラザ白金台保育園	白金台 3-15-6 ラミアール白金台 2 階	5447-7600	7:30~20:30	39	生後 57 日～就学前	コンビウィズ㈱
	ポピンズナーサリー スクール白金台	白金台 4-8-16 ﾀﾞﾘｱｺｰﾄ白金台 1 階 101 号室	5789-2166	7:30~20:30	30	生後 57 日～就学前	㈱ポピンズエデュケア
	ポピンズナーサリー スクール高輪	三田 4-9-7 BPR ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ三田伊皿子坂 2 階	5419-2115	7:30~20:30	35	生後 57 日～就学前	㈱ポピンズエデュケア
芝浦港南	アスクお台場保育園	台場 2-2-3	3599-2829	7:30~20:30 (日祝)8:00~18:00	30	生後 45 日～就学前	㈱日本保育サービス
	アンジェリカ保育園芝浦園	芝浦 4-22-2 エアテラス 2 階	5439-4340	7:30~20:30	40	生後 57 日～就学前	㈱WITH
	ポピンズナーサリー スクール芝浦	芝浦 4-10-1 ｷｬﾋﾟﾀﾙﾏｰｸﾀﾜｰ 2 階	5444-2120	7:30~20:30	34	生後 57 日～就学前	㈱ポピンズエデュケア
	ニチイキッズさわやか 港南保育園	港南 4-2-5 ｼﾃｨﾀﾜｰ品川西棟 3 階	3471-9826	7:30~20:30	50	生後 57 日～就学前	㈱ニチイ学館
	アンジェリカ保育園品川園	港南 2－3－13 品川フロントビルキッズ館 2 階	5781-9736	7:30~20:30	40	生後 57 日～就学前	㈱WITH

＜認証保育所又は認可外保育施設保育料助成金及び施設等利用給付について＞

子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定期間中に、認証保育所又は認可外保育施設に入所しているお子さんの保護者を対象に、保育料の一部を助成する制度があります。詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

➡ 申込み・問合せ

≪認証保育所保育料助成について≫保育課　保育支援係　TEL 3578-2429

≪認可外保育施設保育料助成について≫保育課　保育支援係　TEL 3578-2428

認可外保育施設

認可保育園と認証保育所以外の保育施設のうち、港区に届出されたものについては、港区ホームページを参照してください。

➡利用については直接施設へお問合せください。

みなと保育サポート

※本事業は、幼児教育・保育の無償化及び、一時保育等無償化の対象です。

パートタイム勤務や短時間勤務等により、お子さんを保育できない家庭を対象に、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行います。利用頻度によって、定期利用保育とスポット利用保育に分かれています。

➡利用については直接施設へお問合せください。

施　設　名	みなと保育サポート東麻布	みなと保育サポート赤坂	みなと保育サポート白金	みなと保育サポート白金台	みなと保育サポート港南四丁目
所　在　地	東麻布2-1-1 4階	赤坂9-4-2 2階	白金3-10-12 2階	白金台4-6-2 1階	港南4-2-4 1階
申込み・問合せ	TEL 5544-8461	TEL 3475-3902	TEL 5423-4909	TEL 6450-4298	TEL 5796-8861

ベビーシッター

下記の協会に直接お問合せください。

➡問合せ （社）全国保育サービス協会

新宿区荒木町5-4 クサフカビル2階 TEL 5363-7455（平日9:00－17:00）

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

➡詳しくは、港区公式ホームページを参照してください。

問合せ ㈱パソナライフケア

TEL 0120-212-115

一 時 保 育

通常、家庭で保育をしている方が、一時的に家庭における保育が困難な場合にお子さんを預けることができます。また、認証保育所やベビーホテルにおいても一時保育を実施している場合があります。各施設には利用定員があります。なお、一時保育事業及び一時預かり事業の保育料及び利用料は、1人当たり年間144時間まで（令和8年度のみ9月開始のため84時間まで）無償です。無償化の適用を受けるにあたっては事前申請が必要です。

➡詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

➡無償化の事前申請はこちらから

＜区立保育園の一時保育＞

（1） 区立保育園の緊急一時保育

対　　象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利 用 要 件	保護者が出産や病気等で家庭での育児が一時的に困難な場合

（2）南青山保育園 ・ 南麻布保育園 ・ 飯倉保育園 ・ 台場保育園の一時保育

※本事業は、幼児教育･保育の無償化及び、一時保育等事業無償化の対象です。

対　　象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利 用 要 件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
申込み･問合せ	南青山保育園（ぱんだるーむ）　TEL 3401-5047 南麻布保育園（たんぽぽるーむ）TEL 3442-5907 飯倉保育園（いちごるーむ）　TEL 3583-5805 台場保育園（おひさまるーむ）　TEL 5500-5097 ※詳細及びオンライン予約はこちらから

（3）芝浦アイランドこども園･神明保育園･たかはま保育園･元麻布保育園･神応保育園の一時保育

※本事業は、幼児教育･保育の無償化及び、一時保育等事業無償化の対象です。

対　　象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利 用 要 件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
申込み･問合せ	芝浦アイランドこども園　TEL 5443-2530 神明保育園　TEL 6809-1099 たかはま保育園　TEL 5781-0255 元麻布保育園　TEL 5443-8800 神応保育園　TEL 5422-6363 ※詳細及びオンライン予約はこちらから

＜私立保育園の一時保育＞　※本事業は、幼児教育･保育の無償化及び、一時保育等事業無償化の対象です。

実　施　園	愛 星 保 育 園	ベネッセ港南保育園
対　　象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん	
利 用 要 件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合 ③ 保護者が出産や病気等で、家庭における育児が一時的に困難な場合（緊急一時保育）	
申込み･問合せ	TEL 3441-5410	TEL 5783-5874

＜私立保育園や小規模保育事業所の余裕活用型一時保育＞

※本事業は、幼児教育･保育の無償化及び、一時保育等事業無償化の対象です。

※余裕活用型一時保育とは、通常保育における定員に空きがある場合に、その空き人数の範囲で利用可能な事業です。

実施園等について詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

なお、空き定員数や施設の保育体制により、お預かりできない場合があります。直接、施設にお問合せください。

＜その他の一時保育＞

（1）乳幼児一時預かり事業 ※本事業は、幼児教育・保育の無償化及び、一時保育等無償化の対象です。

施設名	あっぴぃ新橋　新橋6-4-2 きらきらプラザ新橋2・3階	TEL 5425-7525
	あっぴぃ麻布　六本木5-12-24 麻布図書館1階	TEL 5114-9900
	あっぴぃ西麻布　西麻布2-13-3 西麻布いきいきプラザ3階	TEL 5467-7175
	あっぴぃ赤坂　赤坂9-4-2 パークコート赤坂檜町ザタワー2階	TEL 3475-3900
	あっぴぃ高輪　高輪1-16-15 自動車部品会館3階	TEL 6432-5567
	あっぴぃ白金台　白金台4-6-2 ゆかしの杜1階	TEL 6450-4249
	あっぴぃ港南　港南2-3-13 品川フロントビルキッズ館3階	TEL 6712-0688
	あっぴぃ港南四丁目　港南4-2-4 都営住宅1階	TEL 5796-8862
	あっぴぃ芝浦　芝浦3-1-16 しばうら保育園1階	TEL 5730-3253
	あっぴぃ台場分館　台場1-1-5	TEL 3529-2115
対象	生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能なお子さん	
登録・問合せ	各あっぴぃ（連絡先は上記参照）	

（2）子育てひろば「あい・ぽーと」（一時保育「あおば」）

※本事業は、幼児教育・保育の無償化及び、一時保育等無償化の対象です。

所在地	南青山2-25-1
対象	生後2か月から小学校6年生までの集団保育が可能なお子さん
登録・問合せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 TEL 5786-3250

（3）派遣型一時保育 ※本事業は、幼児教育・保育の無償化及び、一時保育等無償化の対象です。

保育場所	保護者の自宅等
事業内容	一時保育、病後児保育、新生児保育等
対象	区内在住で原則生後7日から小学校6年生までのお子さん
登録・問合せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 南青山2-25-1 TEL 5786-3250

（4）みなと子育て応援プラザPokke（ぽっけ）➡詳しくは二次元コードを参照してください。

	乳幼児一時預かり ※本事業は、幼児教育・保育の無償化及び、一時保育等無償化の対象です。	トワイライトステイ	ショートステイ
所在地	芝5-18-1-102（芝保育園となり）		
事業内容	保護者が病気になった時、リフレッシュ、学校行事への参加など、理由を問わずお子さんをお預かりします。	保護者が夜間（17：00～22：00）に仕事などで育児ができない場合に、夕食を提供し、お子さんをお預かりします。	保護者の仕事や出産、病気のときなど育児ができないときに、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。
対象	生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能なお子さん	区内在住で生後6か月から中学3年生までの集団保育が可能なお子さん	区内在住で生後10か月から中学3年生までの集団保育が可能なお子さん
問合せ	みなと子育て応援プラザPokke TEL 6435-0411		

（5）ミタマチシップスの一時預かり事業

※本事業は、幼児教育・保育の無償化及び、一時保育等無償化の対象です。

所在地	芝5-34-2 ミタマチテラス 1階部分
事業内容	医療的ケアが必要なお子さんにも対応が可能な設備や体制を整えており、午後10時までの夜間預かりも実施する一時預かり事業です。
対象	【医療的ケアが必要なお子さん】満2歳～小学校就学前まで 【その他のお子さん】生後4か月～小学校就学前まで
登録・問合せ	ミタマチシップス TEL 6823-6020

（6）育児サポート子むすび（ファミリー・サポート・センター事業）

※本事業は、幼児教育・保育の無償化及び、一時保育等無償化の対象です。

保育場所	利用会員または協力会員の自宅
事業内容	育児に関するサポートを必要とする人（利用会員）と育児の手助けができる人（協力会員）をむすび、地域全体で子どもの成長を見守るファミリー・サポート・センター事業です。主に、保育園や学童クラブへの送迎、保育時間外や保護者外出時の一時保育等を行います。
対象	0歳～小学6年生　※区内在勤の方も利用できます。
登録・問合せ	港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 TEL 6230-0284

（7）乳幼児ショートステイ（麻布乳児院・東京都済生会中央病院附属乳児院）

施設名	麻布乳児院	東京都済生会中央病院附属乳児院
所在地	南麻布5-1-20	三田1-4-17
対象	区内在住の生後7日から4歳未満	区内在住の生後5日から1歳未満
事業内容	保護者の仕事や出産、病気のときなど育児ができないときに、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。	
申込み・問合せ	子ども家庭支援センター TEL 5962-7201	

（8）夏休み一時預かり事業 ※本事業は、幼児教育・保育の無償化の対象です。

認可保育園・認定こども園・港区保育室では、夏休みの一時預かり事業を実施しています。
詳細は時期になり次第、港区公式ホームページに掲載します。

＜港区版こども誰でも通園制度＞

教育・保育施設を利用していない子育て家庭のお子さんを対象に、家庭と異なる経験をする場を提供し、子どもの成長を促すことを目的として、港区独自の「こども誰でも通園制度」を実施しています。

ご利用を希望される方は、港区公式ホームページをご確認のうえ、申請してください。

病児・病後児保育室

※本事業は、幼児教育・保育の無償化の対象です。

病児・病後児保育室の所在地及び連絡先等、詳細については港区公式ホームページを確認してください。

対　　象	生後6か月～小学校就学前で、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の2号又は3号認定を受けており、次のいずれかに該当するお子さん ① 区内在住の場合、認可保育園、認定こども園、港区保育室、認証保育所、都道府県又は区市町村に届出済の認可外保育施設、小規模保育事業、待機児童向け居宅訪問型保育事業又はみなと保育サポート（定期利用）を利用している ② 区外在住の場合、認可保育園、認定こども園、港区保育室、認証保育所又は小規模保育事業を利用している（全て港区内の施設・事業に限る）
利 用 要 件	【病児保育室】 病中又は病気の回復期であり、集団保育が困難な場合 【病後児保育室】 病状がある程度安定し、病気の回復期であり、集団保育が困難な場合 ※病状によっては預かることができない場合があります。
保 育 日 時	月曜日～金曜日　8時30分～17時30分 ※一部第2・第4土曜日　8時30分～12時30分も行っています。 ※延長保育はありません。
利 用 料 金	区内在住者1日2,000円、区外在住者1日3,000円 ※区内在住者に限り、区民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合、利用料免除制度があります。
休　業　日	土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） ※一部施設で、夏季休業期間があります。
利 用 予 約	都度電話又はインターネットで、各病児・病後児保育室に直接予約をしてください。
問　合　せ	保育課保育支援係　TEL　3578-2871

＜訪問型病児・病後児保育利用料助成制度＞

お子さんが病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用に要した費用の一部を助成する制度があります。

詳しくは、下記までお問合せください。

➡問合せ　保育課　保育支援係　TEL 3578-2428

Ⅲ　育児休業明け入所予約制度のご案内

※令和9年度から、電子申請による受付のみとさせていただきます。

港区では、年度途中に育児休業からの復職を予定している保護者の方を対象に、入所予約を実施しています。予約により入園できる時期は、満1歳の育児休業から復職する月の初日からとなります。

＜対象者＞　次の全ての要件を満たす方が対象です。

（1） 区内に住民登録があり、現に居住していること。

（2） 令和8年5月1日から令和9年4月1日までに生まれたお子さんを養育していること。

（3） 育児休業法その他の法令による育児休業を取得し、お子さんの1歳の誕生日前日以降かつ入所月中に復職すること。

（4） 雇用保険法、その他の法令による育児休業給付金受給対象者であること。

（5） 令和9年4月の入園申込みをしていないこと（他区での申込みも含む）。

※産休明けの保護者や、上記の（3）の復職日以外の育児休業取得者は対象になりません。

※育児休業給付金の特例措置により給付金が受けられない方も、雇用保険料を支払っており、勤務実績が1年以上あれば、「育児休業明け入所予約」の対象になる場合があります。

※令和8年5月1日生まれで令和9年4月30日に復職する場合は、通常の令和9年4月入園になります。また、令和9年4月1日生まれで令和10年4月1日に復職する場合は、令和10年4月入園になります。

※お子さんに障害や疾病がある場合は、早めに各担当支所に相談してください。

※お子さんが1日生まれで誕生月前月の入所予約を申し込む場合は、1歳の誕生日前日の復職が必要です。

●実施園

区立認可保育園、芝浦アイランドこども園、港区保育室（桂坂保育室、たまち保育室、芝浦橋保育室のみ）

※私立認可保育園、小規模保育事業所、その他の港区保育室は対象外。

●受入クラス及び受入予定数

0歳児クラス　各園数名

●申込受付期間、選考（抽選）日・結果発表日

対象児童の生年月日	受付期間	選考（抽選）日・結果発表日
令和8年5月1日 ～令和9年4月1日	令和9年3月4日 ～令和9年4月2日	令和9年4月12日

●申込方法

受　付　方　法	電子申請
提　出　書　類	□10～11ページの提出書類一式 □ハローワークの発行する「育児休業給付金支給決定通知書」のコピー（公務員の方は資格確認書、資格情報のお知らせ、資格情報画面のいずれかのコピー） ※「育児休業給付金支給決定通知書」がお手元にない方は、雇用保険被保険者証又は雇用保険料の支払いが分かる給与明細等のコピー

詳細については「令和9年度育児休業明け入所予約について（ごあんない）」を参照してください。

「令和9年度育児休業明け入所予約について（ごあんない）」は、令和9年2月中旬頃から各総合支所区民課保健福祉係及び入所予約実施園にあります。 また、港区公式ホームページからもダウンロードできます。